

備前市と一般社団法人岡山県eスポーツ連合とのeスポーツを活用した
地域活性化・地域課題の解決に関する包括連携協定書

備前市(以下「甲」という。)と一般社団法人岡山県eスポーツ連合(以下「乙」とい
う。)とは、相互の連携を強化し、eスポーツを活用した地域活性化・地域課題解決に關
する包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙がeスポーツの普及促進及びeスポーツを活用し相互に連携・
協力することにより、地域活性化・地域課題解決に向けた種々の取組を推進することを
目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し
協力する。

- (1) eスポーツの理解促進と関係人口等の拡大に関すること
- (2) eスポーツの特性を活用した実証(検証)に関すること
- (3) 地域活性化施策との連携に関すること
- (4) 教育・国際交流施策との連携に関すること
- (5) 介護・福祉・医療施策との連携に関すること
- (6) 市民のデジタルリテラシーの向上に関すること
- (7) その他、本協定の目的達成に寄与する活動に関すること

(協議)

第3条 前条に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うもの
とする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意により定める。

(協定内容の変更)

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、
必要な変更を行うものとする。

(協定書の発行日及び有効期限)

第5条 本協定は令和5年4月1日から発効するものとし、その有効期間は、同日から令和6
年3月31日までとする。但し、当該有効期間満了の1月前までに相手方から本協定を更
新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新されるものと
し、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協
議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第3者(乙
の関係会社を除く。)に開示又は漏洩せず、本協定の目的外に利用してはならない。但
し、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1
通を保有するものとする。

令和5年3月29日

甲 岡山県備前市東片上126番地
備前市長

吉村武司



乙 岡山市北区駅前町1-6-11
一般社団法人 岡山県eスポーツ連合
会長

木村哲治

